

酒田地区広域行政組合消防本部

グループウェアサーバー更新

及び保守管理業務委託

仕様書

令和7年9月

酒田地区広域行政組合消防本部通信指令課

1 委託業務の名称

グループウェアサーバー更新及び保守管理業務委託

2 委託期間

更新業務：契約締結後～令和8年3月20日まで

保守管理：令和8年3月21日～令和13年3月31日（60ヶ月11日）

3 委託業務の目的

令和元年10月に稼働を開始した現行のグループウェアは、同時期に導入されたオンプレミスの物理サーバー環境で運用されている。しかしながら、導入から5年が経過してハードウェアが老朽化するとともに、行政のDX化に伴う電子データの増加によるストレージの逼迫、PCの全勤務人員への配備によるアカウント数の不足など、ハードウェア及びソフトウェアへの要求が増加している。さらに同サーバーにはセキュリティ対策ソフトウェアや、インターネット接続のためのプロキシ機能も搭載されていることから、全体的なシステムの動作遅延が懸念されている。

以上の状況を踏まえ、今後も安定した運用を継続するために、処理能力・拡張性に優れたサーバー機器へと更新し、また、グループウェアについてもDX推進を視野に入れ、事業者からの提案を基に製品選定を行うものである。

4 現行グループウェアの概要

(1) システム名称

ネオジャパン社 desknet's NEO V6.1 R1.2

(2) ユーザーに関する情報

ユーザー数 60アカウント

端末数 105台

(3) 利用機能

掲示板、メール機能、設備予約（公用車、会議室、機材、救急資機材管理）、スケジュール

(4) 連携システム

なし

(5) クライアントパソコンの標準仕様

OS Windows 11 PRO 64ビット

主メモリ 最小16GB

ストレージ NVMe SSD 256GB

利用ブラウザ Microsoft Edge

- (6) プロキシサーバー
Squid V3.8.28
- (7) メールサーバー
Imail V12.5.6.105
- (8) セキュリティ対策ソフト
トレンドマイクロ社 Apex One
監視対象端末数 105台
- (9) ネットワーク構成

酒田地区広域行政組合（以下、「組合」という。）の指針に基づきセキュリティ強化のため、情報ネットワークはデフォルトゲートウェイにファイアウォール機器を導入し、各拠点間はVPN接続でLAN（以下、「OA系」という。）を構築している。

グループウェアのサーバー及びクライアント（一人一台パソコン）は、OA系で運用しているため、自宅等の庁外からインターネット経由でグループウェアに直接アクセスすることはできない。

5 調達範囲

- (1) グループウェア製品
- (2) サーバー機器等のハードウェア及びソフトウェア
- (3) セキュリティ対策ソフト設定
- (4) 新グループウェア構築及び設定作業
- (5) 運用保守管理業務

6 基本要件

- (1) 本調達における提案は、既設ネットワーク（OA系）を流用するため「オンプレミス型」（酒田地区広域行政組合消防本部（以下、「消防本部」という。）内にサーバー機器を設置）を基本とし、「クラウド型」での提案は認めない。
- (2) ネットワークは現行環境（OA系）を利用することとし、新環境の構築や設定変更の提案は認めない。
- (3) 本プロポーザルにおける提案要求事項は、全て実現すること。また、費用も本調達に全て含むこと。
- (4) 新グループウェアは、既存の業務用全クライアントパソコンにて運用可能であること。
- (5) WEBブラウザベースで稼働し、クライアントソフトウェアのインストールを必要としないことが望ましい。
- (6) システム情報の機密保持・安全性確保のために、ユーザーごとのパスワード管理等のセキュリティ機能を有すること。

- (7) 管理ユーザー・役割ごとにシステムへのアクセス可否や、可能な操作を定義できること。
- (8) 全てのデータは、外部からの接続ができないような保管を行うこと。
- (9) 情報漏えい等の追跡のため、アカウントのログイン情報、メールの送信及び掲示板等の操作ログが記録可能であること。
- (10) システムの運用保守に必要な情報及びユーザーデータについてはバックアップを作成し、障害時に復旧可能とすること。
- (11) 保守管理業務委託については、地方自治法234条の3に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において、この契約にかかる歳入歳出予算の当該契約金額について減額または削除された場合は、この契約を解除することができる。

7 提案要求事項

- (1) 新グループウェアは、現グループウェア（ネオジャパン社 `desknet's NEO`）と同等かそれ以上の機能を有する製品を提案すること。機能仕様は、様式6の2「仕様確認表」とする。
なお、新グループウェアのライセンスは300とする。
- (2) サーバー機器は、運用管理保守期間内に於いて新グループウェア及びセキュリティ対策ソフト、プロキシ機能等に耐えうる製品を提案すること。不足した機器等の追加費用は認めない。
- (3) 新グループウェアは、職員が使いやすいシステムであり、DX推進を踏まえた将来性のある製品を提案すること。
- (4) `kintone`や`App Suite`のように、プログラミングやコードの記載などの特別な知識を必要とすることなく、業務や運用に合わせ、`Excel`管理の備品台帳等をシステム化して、業務アプリとして利用できることが望ましい。なお、ノーコードまたはローコードツールのユーザー数は5ユーザー以上を想定している。
- (5) 現グループウェアのデータを利用できること。またその方法を提案に盛り込むこと。
- (6) 新グループウェアの切替は、ポイント切替を基本とするが、ユーザーサイドの作業によるデータ移行を要する場合など、半年程度並行稼働させることを認める。切替に関するスケジュールの提案をすること。また、消防本部と受注者の作業分担を明確にすること。
- (7) セキュリティ対策ソフトは現在運用している製品を継続して利用できるよう設定し、保守を行うことを想定しているが、機能が向上する製品であれば提案すること。その際、他自治体の使用実績等を示すこと。
- (8) 職員が本来の業務に支障をきたさないよう、受注者は消防本部と協議したスケジュールをもとに操作研修を提案すること。

- (9) 運用開始前日までに全作業を完了できるよう、職員の負担軽減を考慮した余裕を持った構築スケジュールを提案すること。
- (10) 運用保守管理期間内における円滑な業務のため、保守・運用支援を提案すること。
- (11) その他付加価値提案がある場合は、提案に盛り込むこと。ただし追加費用は認めず、本調達に費用に含むこと。

8 新システム稼働スケジュール

構築から運用までのスケジュールは、以下のとおりとする。

スケジュール	内容
令和7年9月24日	プロポーザル公告
令和7年11月10日	プロポーザル実施
令和7年11月中旬～下旬	事業者決定、契約締結（予定）及び新システム構築開始
令和8年3月上旬	新システム切替作業（仮運用期間）
令和8年3月21日	新システム稼働
令和8年3月21日～ 令和13年3月31日	運用管理保守期間（60ヶ月11日）

9 ハードウェアおよびその他要件

新グループウェア以外の要件は以下のとおりとする。

名称・構成	要件
本体外観	タワー型又はラック型とする。なおラック型の場合4ユニット以内とすること。
OS	OSサポート期間を考慮し、Windows Server 2022以上のバージョンを採用すること。
CPU	動作に遅延を生じない性能を有すること。
メモリ	5年間運用に耐えうる容量とすること。
HDD	現行システムからの移行データを含め、5年間運用に耐えうる容量とすること。 ただし、可用性を考慮しRAID5、ホットスペア1本以上準備すること。
光学ドライブ	CD・DVDの読み込みができること。

コンソール	マウス・キーボード・モニター ※ モニターは設置する机のスペースの関係で19インチ指定とする
電源	冗長化されていること。 また、UPSと連動し、停電時に安全にサーバーをシャットダウンできる機能・ソフトウェアを導入すること。
UPS	電源と連動し、停電時に安全にサーバーをシャットダウンできる製品を選定すること。 容量は1500VA以上とすること。
サーバーライセンス	105デバイス分のライセンスを準備すること
バックアップソフト	サーバーのバックアップを行うこと。 (バックアップのタイミングや頻度については現行と同等以上とすること。)
バックアップ用HDD	バックアップソフトを用いてサーバーのバックアップ先となるハードディスクを準備、構築すること。 5年間運用に耐えうる容量とすること。 必ず冗長化されている製品を選定すること。
保守	サーバー機器およびUPSは、運用管理保守期間中24時間365日対応できるメーカー提供保守サービスを利用すること。 また、UPSについては期間中、バッテリー交換に要する費用も本調達に含めること。

- (1) サーバーおよび関連機器の設置・設定作業等は本調達範囲に含むこと。
- (2) サーバー設置に伴う電源工事やLAN配線等必要な部材は、本調達範囲に含むこと。
- (3) サーバー機器および各クライアントが、安全にインターネットへ接続できるよう、サーバーへプロキシ設定を行い、現行設定を継承すること。
- (4) データのバックアップは1日1回自動で実施し、トラブル発生時は直近のバックアップ状態に復元できる仕組みとし、運用管理保守業務内で対応すること。
- (5) 梱包材等の不要となる物の廃棄を行うこと。
- (6) 対象機器には、本調達物品がわかるよう明示すること。
- (7) 調達するサーバー機器、周辺機器およびソフト等は、国内メーカーで全国の自治体に導入実績を有すること。

10 システム導入体制

- (1) プロジェクトマネージャを業務責任者とする体制とすること。
プロジェクトマネージャは業務全体を見通した上で意思決定を行い、プロジェクトを成功に導くために消防本部と調整を行うこと。また、受託業務に適した資格と実績・

経験を持っていること。

- (2) 導入作業等で消防本部での作業を実施する場合は、作業スケジュール等を消防本部と協議すること。
- (3) 打合せ、会議等は、消防本部施設内で実施することを基本とするが、WEBによるリモートの会議を併用することは差し支えない。打合せの日程は、消防本部と協議のうえ調整すること。
- (4) 打合せに使用する資料等は、基本的に受注者が作成すること。また、打合せ後に議事録を受注者が作成し、消防本部の承認を得ること。
- (5) プロジェクトマネージャは正確にプロジェクト全体の進捗を評価し、定期的に消防本部に報告すること。また、課題・問題解決、情報共有、状況把握を目的とした会議を必要に応じ適時実施すること。

1.1 導入時操作説明・研修

- (1) 職員向けの新グループウェアの機能及び操作方法については、消防本部と協議し、説明有無の必要性を含め調整すること。操作説明の対象人数は240名、操作研修会場、研修用PC、電源、ネットワーク環境は消防本部にて用意する。
- (2) 研修に使用する資料は消防本部でも印刷できるようにデータで提供すること。なお、動画配信による研修も可とする。
- (3) 管理職員向け操作説明
新グループウェアの初期稼働時や各サブシステムの本稼働前に、システム機能及び操作方法の説明を行い、資料をデータ提供すること。また、ハードウェアの機能及び操作方法の説明を行うこと。
- (4) 現行グループウェアと同等のシステムを導入する場合、上記研修を簡略化することができる。

1.2 運用保守管理業務

- (1) 委託契約期間中、業務が滞りなく実施できるよう最適な保守を実施すること。
- (2) 保守窓口は、煩雑にならないよう一つの連絡先に統合すること。
- (3) 受注者提供の保守サービス受付時間は、平日8:30~17:30を原則とするが、緊急を要する場合は、時間外でも対応すること。
- (4) 導入した機器及びソフトウェアに関する機能・操作方法等の問い合わせ（電話・メール等）に対応すること。
- (5) 導入した機器及びソフトウェアに重大なバグや脆弱性が発見された場合は、速やかに消防本部に連絡し、対応を別途調整すること。
- (6) 消防本部が今後計画する事業において、本事業に関係すると思われる内容についての問い合わせ（電話・メール等）に対して、技術的支援を行うこと。

- (7) 保守費用には、保守適用作業、テスト作業、改定ドキュメント提供に伴う費用すべてを含むこと。
- (8) 完全な機能を保つため、対象の機器、対象のソフトウェア等の保守作業を実施すること。また、障害発生時の早急な復旧を行うための保守体制を確立すること。
- (9) 保守は、オンサイトもしくはリモートでの作業も可とする。
- (10) 本調達で導入する機器に通常の使用で障害が発生した場合、部品の修理、部品交換等は特段の定めがあるものを除き全て無償で行うこと。
- (11) サーバーOSのバージョンアップ作業と、それに伴い必要となる各クライアントパソコンの設定作業は無償で行うこと。

1.3 障害発生時の保守

- (1) 消防本部からの障害発生の連絡後、概ね2時間以内に消防本部に到着できる体制、もしくはリモート接続での保守作業を行うこと。
- (2) ハードウェア障害の復旧作業は、部品の修理、交換等を含めて作業開始から1日以内に終わらせること。
- (3) 障害復旧が完了した場合、消防本部に完了報告を行うこと。

1.4 検査

消防本部はシステム構築後、各機能及び動作速度等について検査を実施する。検収条件として、以下に挙げる納入成果物を提出し、承認を得ること。

1.5 成果物

- (1) 新グループウェアシステム一式
- (2) サーバー機器等のハードウェア及びソフトウェア構成表
- (3) プロジェクト管理に関する納品物

ア 各工程の成果物は、受注者が作成する「プロジェクト計画書」に基づいて作成するものとする。

イ 以下に示す成果品等、必要なドキュメント等の中から、消防本部及び受注者の双方が協議の上、納品物・納期限等を決定し、指定の数量を指定の形式で消防本部が指定する場所に納品すること。

項番	成果品
1	業務計画書
2	大日程
3	ソフトウェア一覧表
4	ハードウェア一覧表
5	データ移行計画及び完了報告書

6	サーバー設計書
7	議事録
8	課題管理一覧
9	操作説明書

- ウ 納品に先立って、消防本部に案を示し、必要に応じて見直しを行うこと。
- エ 納期までに、指定のドキュメントを印刷物及び磁気媒体等（DVD等）により提出すること。
- オ 納品物のドキュメントについては、「プロジェクト計画書」に定めた期日までに納品を行うこと。

1.6 成果物の帰属及び秘密保持

(1) 成果物の帰属

本業務において作成したツールの著作権は受注者に帰属するものとする。本業務において作成した各種成果物等の著作権は、消防本部に帰属するものとする。

(2) 秘密の保持

受注者は、本業務の処理上、知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。業務完了後もまた同様とする。

1.7 その他

- (1) 業務遂行に当たり知り得た個人情報、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に則り適切に管理する。
- (2) 受注者は本業務に当たり、関係法令および組合の条例、規則、要綱を遵守して業務にあたること。
- (3) 受注者は「酒田地区広域行政組合情報セキュリティポリシー」を遵守して業務にあたること。
- (4) 受注者は、消防本部が保有する情報媒体（磁気ディスク、磁気テープ、光磁気ディスク、USBメモリ等）を本業務の目的外に使用し、または第三者に提供してはならない。
- (5) 本業務に必要なとなる機器、開発ツール、媒体、事務用品等の調達、場所の確保、交通費、通信費等については、受注者の負担とする。
- (6) 業務遂行に当たっては、責任者及び担当者を明らかにし、消防本部と連絡を密に取りながら誠実に業務を履行すること。
- (7) 消防本部からの要請に応じ、助言等を求められた際は速やかに対応すること。
- (8) 複写及び複製の禁止について、受注者は、消防本部が所有する情報媒体等を無断で複写し、または複製してはならない。消防本部の許可を受けて複写及び複製したときは、

構築業務終了後直ちに個人情報を消去し、再生又は再利用ができない状態にしなければならない。

- (9) 事故が生じたときは、直ちに消防本部に対して報告するとともに、遅滞なくその状況を通知し、消防本部の指示に従いその解決に努めなければならない。
- (10) 受注者は、本業務に係わる個人情報の保管及び管理について、善良な管理者の注意をもって当り、個人情報の消滅、毀損等の事故を防止しなければならない。
- (11) 受注者は、本業務を終了したときは個人情報を消去し、再生または、再利用ができない状態にしなければならない。また、消防本部が請求したとき、受注者はその保有する本システム受託業務に係わる個人情報を直ちに消防本部に返還しなければならない。
- (12) 本業務により提出される成果物については、消防本部の取組の一環として公表する可能性がある。ただし、公表の内容等については、消防本部と受注者が協議の上、決定するものとする。
- (13) 本仕様書に定めのない事項又は業務の実施に係る疑義については、消防本部と受注者が協議して実施方法等を定めるものとする。